

<サービス利用料金（1月あたり）>

| 1割負担 | ①<br>基本報酬 | ②<br>(日割) | ③サービス提供体制強化加算 (I) | ④科学的介護推進体制加算 | ⑤介護職員処遇改善加算 (I) |
|------|-----------|-----------|-------------------|--------------|-----------------|
| 要支援1 | 1,798     | 59        | 88                | 40           | 利用料金①～④の9.2%の1割 |
| 要支援2 | 3,621     | 119       | 176               |              |                 |

| 2割負担 | ①<br>基本報酬 | ②<br>(日割) | ③サービス提供体制強化加算 (I) | ④科学的介護推進体制加算 | ⑤介護職員処遇改善加算 (I) |
|------|-----------|-----------|-------------------|--------------|-----------------|
| 要支援1 | 3,596     | 118       | 176               | 80           | 利用料金①～④の9.2%の2割 |
| 要支援2 | 7,242     | 238       | 352               |              |                 |

| 3割負担 | ①<br>基本報酬 | ②<br>(日割) | ③サービス提供体制強化加算 (I) | ④科学的介護推進体制加算 | ⑤介護職員処遇改善加算 (I) |
|------|-----------|-----------|-------------------|--------------|-----------------|
| 要支援1 | 5,394     | 177       | 264               | 120          | 利用料金①～④の9.2%の3割 |
| 要支援2 | 10,863    | 357       | 528               |              |                 |

※月の途中で利用を開始した場合はその日より前の日数を、介護予防短期入所を利用した場合はその利用日数を除いた日数による日割り計算となります。

※送迎を行わない場合、片道47円、往復94円が減算となります。

※感染症や災害等、事業所の事情によりサービスを実施しない日がある場合、その日数を除いた日数による日割り計算となります。

- ・契約者に提供する食事等に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ①介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ②ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用は1回あたり600円です。
- ③ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（料金は頂戴しておりません）
- ④ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につき10円ご負担いただきます。
- ⑤日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当である場合、紙パンツ、紙おむつは1枚100円、パットは1枚30円ご負担いただきます。
- ⑥通常の事業実施地域外（丸森町・角田市以外）からのご利用の場合は、通常の実施地域を超える地点から10kmを超えるごとに300円の交通費実費をご負担いただきます。（往路・復路とも）